

産業廃棄物 分類表

| 区分 | 品目 | 主な内容 | 産業廃棄物となる主な事業所 |
|-------------------------------------|----------------------|---|--|
| 排出する業種を問わず産業廃棄物となるもの | 燃え殻 | 木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すす)、その他の焼却残さ | 全事業所 |
| | 汚泥 | 工場廃水処理や各種製造工程で生じる泥状物、道路側溝等の泥状物 等 | |
| | 廃油 | エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤 等 | |
| | 廃酸 | 酸性の廃液を含むもの 写真定着液、アルコール発酵廃液 等 | |
| | 廃アルカリ | アルカリ性の廃液を含むもの 写真現像液、自動車用不凍液 等 | |
| | 廃プラスチック | 合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもの タイヤ、塗装かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレー 等 客が飲食した後のプラスチック容器 等 | |
| | ゴムくず | 天然ゴムくず 天然ゴム製手袋、天然ゴム製品具 等 | |
| | 金属くず | 鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボトル、金属なべ、金属缶 等 | |
| | ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず | ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード 等 | |
| | 鉱さい | 高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす 等 | |
| | がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じるもの コンクリートの破片、レンガの破片 等 | |
| | ばいじん | ばい煙発生施設・焼却施設等の集じん施設で集められたもの | |
| | 輸入廃棄物 | 輸入された廃棄物 | |
| 産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの | 汚泥コンクリート固化物 等 | | |
| 排出する業種によって産業廃棄物となるもの | 紙くず | 包装材、ダンボール、壁紙 等 | 建設業に係るもので、工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る |
| | | パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍 等 | パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業 等 |
| | 木くず | 型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材 等 | 建設業に係るもので、工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る |
| | | 材木、チップ、おがくず、木製机、テーブル、いす、梱包材、板きれ、看板 等 | 製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業、物品賃貸業に係る廃木製品 等 |
| | | 木製電柱、木製電線ドラム 等 | 電気工事業 等 |
| | | 木製パレット(パレットに固定された木製の構造物を含む) | 全事業所 |
| | 繊維くず | 廃ウエス、縄、ロープ類、畳 等の天然繊維 | 建設業に係るもので、工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る |
| | | 木綿くず、糸くず、羊毛くず 等の天然繊維 | 製糸業、紡績業 等 |
| | 動植物性残さ | 魚、獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず 等 | 食品製造業、パン・菓子製造業、麺類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業 等 |
| | 動物性固形不要物 | 家畜の解体等により生ずる骨等の残さ | と畜場、食鳥処理場 等 |
| | 動物のふん尿 | 牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣 等のふん尿 | 酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業 等 |
| | 動物の死体 | 牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣 等の死体 | 酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業 等 |